

公益社団法人 畜産技術協会

## 日本山羊登録規程

(平成26年3月24日)

公益社団法人 畜産技術協会

# 日本山羊登録規程

平成15年10月1日制定

平成26年3月24日改定

## (目的)

第1条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という）は、山羊の形質の改良と能力の向上を図るため、この規程により登録を行う。

## (定義)

第2条 前条の登録する山羊は日本山羊登録規程事務細則（以下「細則」という。）に定める品種とする。

## (登録の種類)

第3条 登録は、基礎登録、産子登録、本登録の3種とする。

## (基礎登録の資格)

第4条 基礎登録は、生後12カ月に達し、細則に定める審査標準による審査の結果、品種の特徴を備え改良の基礎又は材料として適当と認められたものについて行う。

ただし、発育良好なものは、生後12カ月に達しないものでも、登録することができる。

## (産子登録の資格)

第5条 産子登録は、次の要件を備えたものについて行う。

- (1) 登録した山羊（以下「登録山羊」という。）の間に生産されたもので、離乳前のもの。
- (2) 外国の登録団体の血統書を有するもの又は胎内輸入により生産されてその種付けを証明する書面があるもので、協会が認めたもの。

## (本登録の資格)

第6条 雄の本登録は、次の(1)及び(2)の要件を備えたものについて行い、雌の本登録は、次の要件のすべてを備えたものについて行う。

- (1) 産子登録を受けたもの。
- (2) 生後12カ月に達し、細則に定める審査標準による審査の結果、体各部位の付点率が70%以上で、総得点が75点以上のもの。
- (3) 第12条に定める泌乳能力の審査を受け、能力の表示を受けたもの。

## (申し込み)

第7条 登録を受けようとする者は、次のとおり行うものとする。

- (1) 申込者は、細則に定める申込書を協会に提出するものとする。
- (2) 産子登録の申込には、(1)の申込書に、細則に定める種付けを証明する書類を添付するものとする。
- (3) 本登録の申込には、(1)の申込書に、雄にあっては産子登録証明書を、雌にあっては産子登録証明書及び細則に定める泌乳表示を受けた書類を添付するものとする。

## (審査)

第8条 登録に関する審査は、細則に定める要領により協会が委嘱した審査委員が行う。

(登録簿登載)

第 9 条 登録事項は、名号、登録番号、性別、所有者等細則に定める様式の登録簿に搭載することにより行う。

(耳標等の交付及び耳標の装着)

第 10 条 登録の種類ごとの耳標及び登録証明書の交付並びに耳標の装着は細則に定める要領により行うものとする。

(符号及び表示)

第 11 条 登録に用いる耳標に記載する事項の表示は、細則に定める様式によるものとする。

(泌乳能力の審査及び表示)

第 12 条 泌乳能力については細則に定める泌乳能力審査要領により、審査を行い、所定の乳量に達したものに付き、登録証明書の名号の後に同要領に基づく所定の能力を表わす記号を表示するものとする。

(所有権移転の証明)

第 13 条 登録山羊の所有権に移転があったときは、継承人は細則に定める申込書に登録証明書を添えて、30日以内に協会に提出し、権利移転の証明を受けるものとする。

(書換及び再交付)

第 14 条 登録証明書又は耳標を汚損し又は滅失したときは、その山羊の所有者は細則に定める申込書に、汚損の場合はその証明書又は耳標を添え、滅失の場合はその事由を記載して、30日以内に協会に提出し、その書換又は再交付を受けるものとする。

再交付の証明書には「再」の字を印するものとし、その再交付によって原証明書又は原耳標はその効力を失う。

(異動届)

第 15 条 登録山羊がへい死したとき又はこれをと殺若しくは殺処分したときは、その山羊の所有者は、細則に定める届出書にその証明書及び耳標を添えて、30日以内に協会に提出するものとする。

(取消し)

第 16 条 登録に関し虚偽又は不正の行為があると認めたときは、その登録を取り消し、その証明書及び耳標を返納させるものとする。

(更正)

第 17 条 登録について誤りがあったときはこれを更正する。

更正を受けようとする者は、該当する登録証明書又は耳標を細則に定める申込書に添えて申し込まなければならない。

ただし、更正することができないものはこれを取り消すものとする。

(公告)

第 18 条 協会は第 9 条に定める登録簿を協会の事務所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

(料金)

第 19 条 登録等に関する料金は別表のとおりとし、申込みと同時に納付するものとする。

既納の料金は協会が特に理由を認めた場合を除き返付しない。

(書類の経由)

第20条 この規程により協会に提出する書類は、協会の登録業務委託団体を經由するものとする。

ただし、登録業務委託団体のない地域にあっては、協会に直接提出するものとする。

(申込受付の拒否)

第21条 登録に関し不正の行為をした者又はこの規程による届出その他の義務を怠った者に対しては、登録の申し込みに応じないことがある。

付 則

(施行期日)

1. この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成26年3月17日）から施行する。

ただし、別表（登録等に関する料金）は、消費税が増税される日に合わせ平成26年4月1日から適用する。

(経過規定)

2. この規程の施行前の規程（以下「旧規程」という。）で基礎登記をした山羊はこの規程の予備登録を、産子登記又は種雄候補登記をした山羊及び予備登録を受けた山羊はこの規程の産子登録を、本登録を受けた山羊及び高等登録又は名誉高等登録を受けた山羊はこの規程の本登録を受けたものとみなし、この規程を適用する。ただし、その所有者から登記及び登録の変更に伴う登録証明書の再交付の申込みがあったときは、無料で再交付を行う。

その際、再交付手数料は無料とする。

3. 旧規程に基づき交付された山羊泌乳能力検定証明書に記載された記録は、この規程に基づき証明されたものとみなす。

4. この規程の施行前に、公益社団法人畜産技術協会の山羊血統証明要領により、証明を受けた山羊の間に生産されたもので離乳前のものは、第5条第1項に該当するものとみなして産子登録を受けることができる。

別 表

登録等に関する料金

種 別	単 位	料 金
1. 基礎登録料	1頭につき	1,080円
2. 産子登録料	〃	1,080円
3. 本登録料	〃	2,160円
4. 泌乳能力審査証明料	1件につき	1,080円
5. 所有権移転証明手数料	〃	540円
6. 証明書書換手数料	〃	540円
7. 証明書再交付手数料	〃	540円
8. 耳標再交付手数料	〃	540円